証券コード 9083
2020年６月５日

株 主 各 位

姫路市西駅前町１番地
神姫バス株式会社
取締役社長 長 尾 真

第137回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第137回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、**株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申しあげます。**その際には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2020年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

なお、ご出席の株主様におかれましては、当日の流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

また、本総会から、ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただくことといたします。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日 時 2020年６月25日（木曜日）午前10時（午前９時受付開始）
２．場 所 姫路市南駅前町100番地 **ホテル日航姫路 ３階 光琳の間**
３．目的事項
報告事項
１．第137期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第137期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案 剰余金処分の件
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 取締役10名選任の件
第４号議案 監査役２名選任の件
第５号議案 社外取締役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.shinkibus.co.jp/ ）に掲載させていただきます。

当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①事業報告の「５．会社の体制および方針」
②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④計算書類の株主資本等変動計算書
⑤計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止の対策について

新型コロナウイルスの感染拡大防止、株主様の安心安全を第一に考え、株主総会当日の状況に応じて、以下の対策を実施させていただく場合がございます。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。

・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。満席となった場合はご入場できないことがございますので、あらかじめご了承ください。
・マスクの着用等の感染予防に配慮いただきますようお願い申しあげます。
・当日は、ご入場の前に株主様の体温を計測させていただき、発熱が確認された場合は、ご入場を制限等させていただく場合がございます。
・ご入場の前に、アルコールによる手指の消毒をさせていただきますのでご協力をお願い申しあげます。
・役員、および株主総会の当社運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

今後の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（https://www.shinkibus.co.jp/）に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

お土産の廃止について

本年から、株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただくことといたします。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府や日銀の経済政策・金融政策により雇用・所得環境の改善が図られ、緩やかな回復傾向にありました。しかしながら、自然災害、消費税増税や海外経済の成長減速に加え、事業年度終盤の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、様々な経済活動が制限を余儀なくされた結果、景気は急速な悪化局面のまま当年度を終了しました。

当社グループでは2019年4月から自動車運送事業、不動産業をコア事業、旅行貸切業を成長事業と位置づけ、集中的に経営資源を配分する中期経営計画を開始させております。

コア事業である自動車運送事業では、都市部での積極的な展開のほか、連節バスや自動運転バスにより社会課題を解決するための実証実験に取り組みました。

不動産業では、建設・仲介・開発・ビルメンテナンスといった不動産に関するサービスをワンストップで提供するために子会社の株式会社エルテオと神姫バスオール株式会社を合併し、神姫バス不動産株式会社として営業体制やサービスの強化を図りました。

また、成長事業と位置付ける旅行貸切業においても、主力のバスツアー「真結」「バス旅」のさらなる質向上に努めるとともに、訪日外国人旅行者や若年層向けツアーブランドの「LIMON」では海外エージェントとの連携を強化し、訪日外国人旅行者向けの周遊ツアーの販売拡大や東京ディズニーリゾート行等ツアーの増便等を行いました。

また、2019年5月にはスマートモビリティや地域課題の解決、地域振興等に挑戦するスタートアップ企業への出資を目的としたファンド「S５（エスファイブ）」を設立しました。

当年度は第3四半期までの営業損益は、全てのセグメントにおいて前年度を上回っておりましたが、前述の新型コロナウイルス感染予防のための外出自粛要請により、バス事業のほか、旅行事業や飲食事業等、人の移動を収益源とする事業を中心に大きな影響が及び、業績に急ブレーキがかかる結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比812百万円（△1.8%）減の45,076百万円となり、営業利益は前年同期比283百万円（△12.2%）減の2,043百万円、経常利益は前年同期比342百万円（△13.3%）減の2,224百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比756百万円（△43.2%）減の993百万円となりました。

自動車運送事業

当事業部門は乗務員採用難のなか「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）」を遵守し事業を拡大するため乗務員確保に取り組み、労働環境の改善、人材の採用・育成、輸送効率の改善等の諸施策を実施しました。

乗合バス部門におきましては、増減便の実施による効率的なダイヤ編成や、三宮・新大阪等都市部への乗り入れを増便するなど、旅客の利便性向上と収益性の拡大に努めました。また、神戸市交通局からの運行系統の受託も増加させております。高速乗合バスでは2019年４月「三宮～松江出雲線」を新設したほか、既存路線におきましても増便を図ったことに加え、前年相次いだ自然災害の反動もあり増収となりました。郵便物輸送部門では、郵便貨物において新規受託路線を獲得したほか、一般貨物においても契約数が増加したことにより増収となりました。タクシー部門におきましては、乗務員不足により稼働数が減少したため減収となりました。

以上の結果、外出自粛要請の影響を受け業績は悪化しましたが、第３四半期までの業績が順調であったこともあり、売上高は前年同期比30百万円（0.2％）増の20,785百万円となりました。一方、営業利益は原油価格の下落により燃料費が減少しましたが、コロナ禍により、前年同期比226百万円（△57.0％）減の170百万円となりました。

車両物販・整備業

車両物販部門におきましては、自動車の平均使用年数が長期化しており、取引先である各自動車整備会社や中古車販売店への部品の出荷が増加したことや各種フェアを実施した中古車販売が好調であったため増収となりました。自動車整備部門におきましても、大型車両を中心に車検整備台数が増加しました。

以上の結果、売上高は前年同期比64百万円（0.8％）増の8,455百万円、営業利益は前年同期比53百万円（11.7％）増の508百万円となりました。

業務受託事業

車両管理部門におきましては、既存取引先との契約価格の増額改定や新規受注に努めましたが、解約や取引縮小、稼働減により減収となりました。経営受託部門では新型コロナウイルス感染症予防のため、一部施設の休業がありましたが、2018年10月までの７カ月間、姫路市宿泊型児童館「星の子館」がリニューアル工事のため休館していた反動で増収となりました。介護部門は前年より開始した機能訓練を積極的に営業した結果、利用者増に繋がり、増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比17百万円（0.5％）増の3,304百万円、営業利益は前年同期比26百万円（13.6％）増の223百万円となりました。

不動産業

住宅部門におきましては、注文住宅の販売が前年度を上回ったことにより増収となりました。建設部門では、営業活動および入札参加に努めましたが減収となりました。清掃・警備部門では放置車両確認業務が減少しましたが、ホテル清掃等を受注したことにより増収となりました。賃貸部門では、一部テナントの解約はありましたが、賃貸料の増額改定等により増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比54百万円(1.1%)増の5,160百万円、営業利益は建設部門における粗利益率が改善し、前年同期比43百万円(3.1%)増の1,475百万円となりました。

レジャーサービス業

飲食部門におきましては、2019年5月に「さち福やCAFÉ相鉄フレッサイン神戸三宮店」を出店したことに加え、前年度中に開業した店舗の売り上げの通年寄与もあり増収となりました。ツタヤFC部門は新たに2019年5月に「TSUTAYA熊見店」を取得しました。また、既存店の売上も全店前年度を上回りました。なお、食品製造販売部門の株式会社冨士屋かまぼこは2019年3月に株式譲渡しております。

以上の結果、売上高は株式会社冨士屋かまぼこの売上が減少したことにより前年同期比557百万円(△9.1%)減の5,568百万円となりました。また、営業利益は外出自粛が大きく影響し、前年同期比12百万円(△21.0%)減の45百万円となりました。

旅行貸切業

旅行部門におきましては、第3四半期までは訪日外国人旅行者向け商品の1dayツアーやゴールデンルートツアー、主力商品であるバスツアー「真結」「バス旅」、にっぽん丸チャータークルーズが好調に推移していました。また、貸切バス部門におきましても東京ディズニーリゾート等東京方面行バスの増便により、増収・増益で推移していました。

しかしながら、雪不足のため、スキーツアーが不振であったことに加え、特に多くの外国人旅行者の利用が見込める春節の時期に発動された渡航制限やその後の外出自粛要請により、バスツアーや各種団体旅行の取りやめ等の影響を大きく受けました。

以上の結果、売上高は前年同期比118百万円(△2.8%)減の4,045百万円となり、営業損益は前年同期に比べ162百万円悪化し378百万円の営業損失となりました。

その他事業

農業部門におきましては、効率的な運営方法や拠点の見直しを図ったため、減収となりました。コンビニエンス(ファミリーマートFC)部門では、駅前店の利用客が減少したため、減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比84百万円(△6.3%)減の1,247百万円、営業利益は農業部門の収支改善が一定程度寄与し損失幅を縮小したため、前年同期比16百万円(532.8%)増の19百万円となりました。

(注) 1. セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高または振替高控除前の金額であります。
2. 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、上記の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,023百万円で、その主なものは次のとおりであります。

自動車運送事業

・車両（乗合バス57両）

不動産業

・賃貸用不動産（GIOIA住道他）

・子会社新社屋建設（神姫バス不動産株式会社）

レジャーサービス業

・飲食店舗（さち福やCAFÉ相鉄フレッサイン神戸三宮店）

旅行貸切業

・車両（貸切バス7両）

⑶ 資金調達の状況

当社グループではＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、当社および当社グループ会社15社の資金調達および運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は615百万円で、前期末に比べ21百万円減少いたしました。

⑷ 重要な組織再編等の状況

①当社子会社の株式会社エルテオは、2019年10月１日を効力発生日として、当社子会社の神姫バスオール株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、神姫バス不動産株式会社に商号を変更しております。

②当社子会社の神姫観光バス株式会社は、2020年４月１日付で、神姫観光株式会社に商号を変更しております。また、同社は2020年５月１日を効力発生日として、当社子会社の神姫観光ホールディングス株式会社および神姫バスツアーズ株式会社を吸収合併しております。

⑸ 財産および損益の状況の推移

区　　分	第134期 (2017年３月期)	第135期 (2018年３月期)	第136期 (2019年３月期)	第137期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売上高 (百万円)	44,522	44,562	45,889	45,076
経常利益 (百万円)	3,027	2,821	2,567	2,224
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,991	1,579	1,749	993
１株当たり当期純利益 (円)	330.54	262.17	290.55	164.99
総資産 (百万円)	55,585	57,371	56,638	56,287
純資産 (百万円)	40,614	42,102	42,915	43,161
１株当たり純資産額 (円)	6,737.43	6,986.55	7,121.77	7,162.92

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

⑹ 対処すべき課題

当社の喫緊の課題は、現在の新型コロナウイルス感染症拡大に端を発した外出自粛や一斉休校など、移動が制限され経済活動が停滞している中、公共交通事業者として、感染拡大防止と移動を必要とする地域の皆様のご不便を最小限に抑えた減便体制をとりながら事業を継続することです。併せて、新型コロナウイルスが収束に向かった際には、しっかりと新たな事業展開をするための準備を整えておくことと考えております。

当面の間当社グループは不要不急の出費を抑えることとし、不採算事業の整理など経営の効率化に努める一方、将来への必要な投資は実施してまいります。

自動車運送事業では、本年4月には来春の竣工に向け、神戸市ポートアイランドに新たな営業所用地を確保いたしました。この営業所は、三宮からポートアイランド～神戸空港およびベイエリアのアクセス強化のため連節バスを導入する等、当社グループが一層神戸市内で事業を展開していくための重要な拠点と考えております。本営業所を起点に、神戸市中心部の路線網を拡充し、収益性と存在感を高めてまいります。

また、中山間地の人口減少(利用客減少)対策にも取り組んでまいります。地域の皆様の「足」を確保すべく、バス以外の代替手段も含めた、様々な方法を検討しております。その一環として2019年6月に設置した次世代モビリティ推進室では自動運転バスやグリーンスローモビリティなどの様々な移動手段を自治体と連携しながら実証調査を行い、これらを活用した新たな輸送体系の構築を検討してまいります。

今後も安定した利益が見込める不動産事業では、本年3月に新たな収益物件として大阪府内に賃貸マンションを購入いたしました。今後は、地価の動向を見定めながら収益物件の取得に努めるとともに、自社用地の開発にも取り組んでまいります。

旅行貸切事業は、訪日外国人旅行者や消費マインドの回復など、今後のコロナ禍からの回復に左右されるところが大きく、現時点では雌伏の時と認識しております。親和性の高い貸切バス事業と旅行業の一体化を図るため神姫観光バス株式会社と神姫バスツアーズ株式会社を本年5月に合併いたしました。統合後は神姫観光株式会社として、内部体制の強化を図り、経営の効率化とさらなるサービスアップに努めます。特に当社の旗艦ツアーブランドである「真結」では企画力と接遇力をさらに磨き、より上質な旅をお客様に提供する所存であります。

以上、非常に厳しい経営環境ですが、株主の皆様におかれましては、一層のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申しあげます。

⑺ 重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
神姫フードサービス株式会社	50	100	飲食業および売店業
神姫産業株式会社	30	99.4	自動車部品販売
神姫商工株式会社	50	100	自動車修理、保険代理店業および自動車販売業
株式会社ホープ	50	100	自動車の運転・保守管理、介護および経営受託
神姫バスツアーズ株式会社	50	100	旅行業
神姫観光バス株式会社	50	100	一般貸切旅客自動車運送事業
神姫バス不動産株式会社	30	100	不動産業、建設業および清掃・警備

（注）神姫バスツアーズ株式会社および神姫観光バス株式会社の出資比率については、当社完全子会社である神姫観光ホールディングス株式会社を通した間接所有割合であります。

⑻ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
輸送サービス事業	
自動車運送事業	一般乗合・一般乗用・特定旅客運送、郵便物・一般貨物運送、一般乗合受託、索道
自動車関連サービス事業	
車両物販・整備業	自動車販売、部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理
生活サービス事業	
業務受託事業	自家用自動車の運転・保守管理、介護、経営受託
不動産業	建設、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理、清掃・警備
レジャーサービス業	飲食、ツタヤFC
旅行貸切業	旅行、一般貸切旅客運送
その他事業	化粧品等の物品販売、広告代理、農業

⑼ 主要な事業所（2020年３月31日現在）

①当社

本社	姫路市西駅前町
輸送サービス事業（自動車運送事業）	姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、三田営業所（三田市）

②子会社

自動車関連サービス事業	神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）
生活サービス事業	神姫フードサービス株式会社（姫路市）、株式会社ホープ（姫路市）、 神姫バス不動産株式会社（姫路市）、神姫バスツアーズ株式会社（姫路市） 神姫観光バス株式会社（姫路市）

⑽ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,293名	12名増

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,626名	71名増	47.1歳	10.0年

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

⑾ 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	230百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	99百万円
株式会社みなと銀行	97百万円
三井住友信託銀行株式会社	64百万円

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　22,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　6,172,000株

⑶ **株主数**　3,106名（前事業年度末比66名増）

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
阪神電気鉄道株式会社	590	9.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口）	440	7.3
神姫バス従業員持株会	103	1.7
三菱ふそうトラック・バス株式会社	95	1.6
株式会社三井住友銀行	71	1.2
播州信用金庫	60	1.0
姫路信用金庫	60	1.0
グローリー株式会社	60	1.0
横浜ゴム株式会社	60	1.0
日本生命保険相互会社	56	0.9

（注）１．持株比率は自己株式（149,931株）を控除して算出しております。
２．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
長尾　真	代表取締役社長	山陽電気鉄道株式会社　取締役 株式会社山陽百貨店　取締役 公益社団法人兵庫県バス協会　会長
丸山明則	代表取締役 専務取締役 総括、バス事業部・事業戦略部・次世代モビリティ推進室担当	公益社団法人兵庫県バス協会　乗合委員会委員長
坪田一夫	常務取締役 地域マーケティング部・インバウンド事業統括室・大阪マーケティング室・東京オフィス担当、神戸事業本部長	神姫観光ホールディングス株式会社　代表取締役社長 神姫バスツアーズ株式会社　代表取締役社長
瀧川博司	取締役	兵庫トヨタ自動車株式会社　取締役相談役 株式会社さくらケーシーエス　取締役
上門一裕	取締役	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長 株式会社山陽百貨店　取締役
坂井信也	取締役	
藤岡資正	取締役	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科　専任教授
伊藤克也	取締役 総務部・人事部担当 総務部長	
横山忠昭	取締役 バス事業部長	
小林健一	取締役 経営企画部担当 経営企画部長	株式会社山陽百貨店　取締役
森澤徹	常勤監査役	
三枝輝行	監査役	株式会社サエグサ流通研究所　代表取締役社長 積水ハウス株式会社　取締役
澤田恒	監査役	澤田・中上・森法律事務所主宰　弁護士 和田興産株式会社　取締役（監査等委員）
石田昭二	監査役	

（注）１．取締役のうち上門一裕氏、坂井信也氏および藤岡資正氏は、社外取締役であります。
２．監査役のうち三枝輝行氏、澤田　恒氏および石田昭二氏は、社外監査役であります。
３．監査役石田昭二氏は、長年銀行に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役のうち上門一裕氏、坂井信也氏および藤岡資正氏ならびに監査役のうち三枝輝行氏、澤田　恒氏および石田昭二氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

⑵ 当事業年度中の取締役の異動

①当事業年度中に就任または退任した取締役

【就任】

氏　　名	就任日	就任日時点の地位・担当
藤　岡　資　正	2019年６月26日	取締役

【退任】

氏　　名	退任日	退任事由	退任日時点の地位・担当
大　谷　　隆	2019年６月26日	任期満了	取締役企画部長、企画部担当

②当事業年度中の取締役の地位、担当の異動

氏　　名	異動後	異動前	異動年月日
丸　山　明　則	代表取締役・専務取締役 総括、バス事業部・不動産事業部・次世代モビリティ推進室担当	代表取締役・専務取締役 総括、バス事業部・不動産事業部担当	2019年６月１日
	代表取締役・専務取締役 総括、バス事業部・事業戦略部・次世代モビリティ推進室担当	代表取締役・専務取締役 総括、バス事業部・不動産事業部・次世代モビリティ推進室担当	2019年６月26日
坪　田　一　夫	常務取締役 事業戦略部・インバウンド事業統括室・大阪マーケティング室・東京オフィス担当、神戸事業本部長	常務取締役 事業戦略部・大阪マーケティング室・東京オフィス担当、神戸事業本部長	2019年４月１日
	常務取締役 地域マーケティング部・インバウンド事業統括室・大阪マーケティング室・東京オフィス担当、神戸事業本部長	常務取締役 事業戦略部・インバウンド事業統括室・大阪マーケティング室・東京オフィス担当、神戸事業本部長	2019年６月26日
小　林　健　一	取締役経営企画部長 経営企画部担当	取締役不動産事業部長	2019年６月26日

⑶ 当事業年度末日後の取締役の地位、担当の異動

氏　　名	異動後	異動前	異動年月日
坪　田　一　夫	常務取締役 真結･地域マーケティング部・インバウンド事業統括室・東京オフィス担当	常務取締役 地域マーケティング部・インバウンド事業統括室・大阪マーケティング室・東京オフィス担当、神戸事業本部長	2020年４月１日

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役である瀧川博司氏、上門一裕氏、坂井信也氏および藤岡資正氏の４名ならびに監査役である森澤　徹氏、三枝輝行氏、澤田　恒氏および石田昭二氏の４名は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役および監査役ともに500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑸ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報酬等の総額
取　締　役 （うち社外取締役）	11名 (3)	159百万円 (16)
監　査　役 （うち社外監査役）	4 (3)	39 (18)
計 (うち社外役員)	15 (6)	199 (35)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、2019年６月26日開催の第136回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、2011年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、2011年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。
５．報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
(当事業年度に係る役員賞与支払予定額)
業務執行取締役　　6名　　30百万円
６．当事業年度において、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、１名０百万円であります。

⑹ 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（2020年３月31日現在）

区　　分	氏　　名	兼　職　の　状　況	関　係
社外取締役	上門　一裕	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長	競業関係
	坂井　信也	該当事項はありません。	
	藤岡　資正	該当事項はありません。	
社外監査役	三枝　輝行	株式会社サエグサ流通研究所　代表取締役社長	－
	澤田　　恒	該当事項はありません。	
	石田　昭二	該当事項はありません。	

②他の法人等の社外役員の兼職状況等（2020年３月31日現在）

区　　分	氏　　名	兼　職　の　状　況	関　係
社外取締役	上門　一裕	該当事項はありません。	
	坂井　信也	該当事項はありません。	
	藤岡　資正	該当事項はありません。	
社外監査役	三枝　輝行	積水ハウス株式会社　社外取締役	－
	澤田　　恒	和田興産株式会社　社外取締役（監査等委員）	－
	石田　昭二	該当事項はありません。	

③当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	上門一裕	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。
	坂井信也	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。
	藤岡資正	当事業年度において、2019年６月26日に取締役に就任してから開催された取締役会10回すべてに出席し、必要に応じ、会計・経営学の教授職としての見識に基づき発言を行っております。
社外監査役	三枝輝行	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	澤田　恒	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	石田昭二	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4．会計監査人に関する事項

⑴ **会計監査人の名称**　　EY新日本有限責任監査法人

⑵ **会計監査人の報酬等の額**

区　　分	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（注）本事業報告では、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,975**	**流動負債**	**8,576**
現金および預金	7,369	支払手形および買掛金	1,107
受取手形および売掛金	4,630	1年内返済予定の長期借入金	260
有価証券	55	リース債務	251
商品および製品	580	未払金	2,755
仕掛品	154	未払法人税等	678
原材料および貯蔵品	121	未払消費税等	408
分譲土地建物	465	賞与引当金	1,024
その他	602	役員賞与引当金	71
貸倒引当金	△3	過年度雑収計上旅行券引当金	22
固定資産	**42,312**	その他	1,996
有形固定資産	**34,708**	**固定負債**	**4,549**
建物および構築物	10,010	長期借入金	354
機械装置および工具器具備品	629	リース債務	370
車両	3,941	繰延税金負債	663
土地	19,349	役員退職慰労引当金	43
リース資産	553	退職給付に係る負債	967
建設仮勘定	224	その他	2,149
無形固定資産	**450**	**負債合計**	**13,125**
その他	450	**純資産の部**	
投資その他の資産	**7,152**	**株主資本**	**42,073**
投資有価証券	3,944	資本金	3,140
退職給付に係る資産	991	資本剰余金	2,235
繰延税金資産	546	利益剰余金	37,147
その他	1,711	自己株式	△449
貸倒引当金	△41	**その他の包括利益累計額**	**1,062**
		その他有価証券評価差額金	1,211
		為替換算調整勘定	2
		退職給付に係る調整累計額	△151
		非支配株主持分	**25**
		純資産合計	**43,161**
資産合計	**56,287**	**負債および純資産合計**	**56,287**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**45,076**
売上原価		**32,809**
売上総利益		**12,267**
販売費および一般管理費		**10,223**
営業利益		**2,043**
営業外収益		
受取利息および配当金	83	
仕入割引	24	
持分法による投資利益	37	
助成金収入	52	
その他	71	267
営業外費用		
支払利息	2	
固定資産除却損	45	
関係会社貸倒引当金繰入額	9	
その他	30	86
経常利益		**2,224**
特別利益		
車両等購入補助金	68	
負ののれん発生益	10	78
特別損失		
固定資産圧縮損	53	
減損損失	414	
関係会社株式評価損	33	
その他	19	520
税金等調整前当期純利益		**1,782**
法人税、住民税および事業税	899	
法人税等調整額	△112	787
当期純利益		**995**
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		**993**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,141**	**流動負債**	**12,011**
現金および預金	5,011	１年内返済予定の長期借入金	250
売掛金	2,344	未払金	1,756
商品	349	未払法人税等	454
原材料および貯蔵品	81	前受金	1,234
前払費用	61	預り金	7,352
短期貸付金	1,176	賞与引当金	534
その他	117	その他	428
貸倒引当金	△0	**固定負債**	**3,300**
固定資産	**34,294**	長期借入金	354
有形固定資産	**29,100**	繰延税金負債	620
建物	8,483	退職給付引当金	203
構築物	400	受入保証金	1,951
機械装置および工具器具備品	366	その他	170
車両	3,067	**負債合計**	**15,312**
土地	16,580	**純資産の部**	
建設仮勘定	201	**株主資本**	**26,969**
無形固定資産	**341**	**資本金**	**3,140**
その他	341	**資本剰余金**	**2,235**
投資その他の資産	**4,852**	資本準備金	2,235
投資有価証券	2,333	**利益剰余金**	**22,044**
関係会社株式	610	利益準備金	307
長期貸付金	452	その他利益剰余金	21,736
長期前払費用	1,122	特別償却準備金	16
その他	554	固定資産圧縮積立金	888
貸倒引当金	△219	別途積立金	11,395
		繰越利益剰余金	9,436
		自己株式	**△449**
		評価・換算差額等	**1,154**
		その他有価証券評価差額金	1,154
資産合計	**43,436**	**純資産合計**	**28,123**
		負債および純資産合計	**43,436**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**21,464**
売上原価		**17,364**
売上総利益		**4,100**
販売費および一般管理費		**2,703**
営業利益		**1,397**
営業外収益		
受取利息および配当金	180	
助成金収入	34	
その他	39	254
営業外費用		
支払利息	16	
固定資産除却損	41	
関係会社貸倒引当金繰入額	130	
その他	20	209
経常利益		**1,442**
特別利益		
車両等購入補助金	65	
負ののれん発生益	10	75
特別損失		
固定資産圧縮損	49	
減損損失	147	197
税引前当期純利益		**1,320**
法人税、住民税および事業税	492	
法人税等調整額	△38	453
当期純利益		**867**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2020年５月25日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 西 野 尚 弥 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上 田 美 穂 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、神姫バス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2020年５月25日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 西 野 尚 弥 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上 田 美 穂 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神姫バス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

神姫バス株式会社　監査役会

常勤監査役　森澤　徹 ㊞

監　査　役　三枝輝行 ㊞

監　査　役　澤田　恒 ㊞

監　査　役　石田昭二 ㊞

（注）監査役 三枝輝行、監査役 澤田　恒及び監査役 石田昭二は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応し得る経営基盤の強化のための内部留保や収益見通し等を総合的に勘案し、株主の皆様への長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

このような方針の下、第137期の期末配当につきましては、１株につき17円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより、先にお支払いしている中間配当金（１株につき17円50銭）と合わせ、年間配当金は１株につき35円となります。

期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類

金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　　金17円50銭

総額105,386,208円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

現行定款第５条について、電子公告によることができない場合の公告方法を、より広範に周知することを目的として、現行の「神戸市において発行する神戸新聞」への掲載から「日本経済新聞」への掲載に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（公告方法） 第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、神戸市において発行する神戸新聞に掲載して行う。	（公告方法） 第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当	
1	長尾　　真	代表取締役社長	再任
2	丸山　明則	代表取締役・専務取締役 総括、バス事業部・事業戦略部・次世代モビリティ推進室担当	再任
3	上門　一裕	取締役	再任　社外　独立
4	坂井　信也	取締役	再任　社外　独立
5	藤岡　資正	取締役	再任　社外　独立
6	伊藤　克也	取締役総務部長 総務部・人事部担当	再任
7	横山　忠昭	取締役バス事業部長	再任
8	小林　健一	取締役経営企画部長 経営企画部担当	再任
9	殿村　美樹	—	新任　社外　独立
10	井村　在宏	人事部長	新任

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

長尾　真（ながお まこと）

再任



生年月日
1959年7月23日生

所有する当社株式の数
12,500株

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位

1982年 4 月　当社入社
2005年 6 月　当社取締役
2009年 6 月　当社常務取締役
2012年 6 月　当社専務取締役
2013年 6 月　当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社　取締役
株式会社山陽百貨店　取締役
公益社団法人兵庫県バス協会　会長

取締役候補者とした理由

長尾　真氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、2013年6月からは代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。

以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

丸山　明則（まるやま あきのり）

再任



生年月日
1958年5月16日生

所有する当社株式の数
6,300株

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位

1981年 3 月　当社入社
2006年 6 月　当社取締役
2009年 6 月　当社常務取締役
2013年 6 月　当社専務取締役
2017年 6 月　当社代表取締役・専務取締役（現任）

当社における担当

総括、バス事業部・事業戦略部・次世代モビリティ推進室担当

重要な兼職の状況

公益社団法人兵庫県バス協会　乗合委員会委員長

取締役候補者とした理由

丸山明則氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、2013年6月からは専務取締役、2017年6月からは代表取締役・専務取締役として事業全般を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の乗合委員会委員長等の要職を務めております。

以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

上門　一裕（うえかど かずひろ）

再任 | 社外 | 独立



生年月日
1958年３月22日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位

1980年４月　山陽電気鉄道株式会社入社
2005年６月　同社取締役
2008年６月　同社常務取締役
2009年６月　同社代表取締役社長（現任）
2013年６月　阪神電気鉄道株式会社取締役
2013年６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長
株式会社山陽百貨店　取締役

社外取締役候補者とした理由

上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、2013年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

坂井　信也（さかい しんや）

再任 | 社外 | 独立



生年月日
1948年２月９日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
11/13回

略歴、当社における地位

1970年４月　阪神電気鉄道株式会社入社
2002年６月　同社取締役
2006年６月　同社代表取締役社長
2007年６月　当社取締役
2011年４月　阪神電気鉄道株式会社代表取締役会長
2017年４月　同社取締役相談役
2017年６月　当社取締役（現任）
2019年４月　阪神電気鉄道株式会社相談役（現任）

社外取締役候補者とした理由

坂井信也氏は、過去に阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、2017年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

藤岡　資正（ふじおか たかまさ）

再任 | 社外 | 独立



生年月日
1976年12月11日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位

2007年12月	チュラロンコン大学サシン経営大学院会計学担当教員（現任）
2011年４月	同大学院日本センター所長（現任）
2017年４月	SEKISUI HEIM REAL ESTATE（THAILAND）CO.,LTD.取締役（現任）
2018年４月	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科准教授
2019年６月	当社取締役（現任）
2020年４月	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授（現任）

重要な兼職の状況

明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授

社外取締役候補者とした理由

藤岡資正氏は、国内外のビジネススクールで教授職を務めるなど会計・経営学に精通し、また、多数の企業のコンサルティングを行うなど、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2019年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

伊藤　克也（いとう かつや）

再任



生年月日
1961年12月４日生

所有する当社株式の数
3,600株

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位

1984年４月	当社入社
2012年６月	当社総務部長（現任）
2014年６月	当社取締役（現任）

当社における担当

総務部・人事部担当

取締役候補者とした理由

伊藤克也氏は、主に総務・人事分野の業務に携わり、2012年６月から当社の非営業部門の要である総務部長を務めるなど、総務・人事分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2014年６月からは当社の取締役、2018年６月からは総務部・人事部担当として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

横山　忠昭（よこやま ただあき）

再任



生年月日
1971年10月18日生

所有する当社株式の数
700株

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位

1994年 4 月　当社入社
2014年 4 月　当社企画部長
2016年 6 月　当社取締役（現任）
2017年 6 月　当社バス事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

横山忠昭氏は、2014年４月から経営戦略・財務等を担う企画部長を務め、2017年６月からは当社の主たる事業であるバス事業を統括管理するなど、企業経営・バス事業の分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2016年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

小林　健一（こばやし けんいち）

再任



生年月日
1962年９月７日生

所有する当社株式の数
900株

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位

1986年 4 月　当社入社
2013年 6 月　当社不動産事業部長
2017年 6 月　当社取締役（現任）
2019年 6 月　当社経営企画部長（現任）

当社における担当

経営企画部担当

重要な兼職の状況

株式会社山陽百貨店　取締役

取締役候補者とした理由

小林健一氏は、主に当社の主たる事業である不動産事業に携わり、2013年６月から不動産事業部長、2019年６月から経営戦略・財務等を担う経営企画部長を務めるほか、当社子会社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2017年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 9

殿村　美樹（とのむら みき）

新任　社外　独立



生年月日
1961年2月26日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
-/-回

略歴、当社における地位

1983年４月　株式会社福寿園入社
1992年１月　株式会社TMオフィス代表取締役（現任）
2015年４月　同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム嘱託教員（現任）
2017年４月　内閣府地域活性化伝道師（現任）
2019年１月　一般社団法人地方PR機構代表理事（現任）

社外取締役候補者とした理由

殿村美樹氏は、地域・企業活性化に関する公職を務めるなど地方創生・地域ブランド戦略に精通し、また、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化と、女性ならではの視点による当社のダイバーシティ経営の促進に期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 10

井村　在宏（いむら まさひろ）

新任



生年月日
1971年３月26日生

所有する当社株式の数
200株

取締役会出席状況
-/-回

略歴、当社における地位

1994年４月　当社入社
2016年５月　神姫観光ホールディングス株式会社取締役
2018年６月　当社人事部長（現任）
2019年５月　しんきエンジェルハート株式会社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

井村在宏氏は、主に人事・労務分野の業務に携わり、2018年６月からは人事部長を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2016年５月からは、当社子会社の経営にも携わっており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．上門一裕氏、坂井信也氏、藤岡資正氏および殿村美樹氏は、社外取締役候補者であります。
３．上門一裕氏、坂井信也氏および藤岡資正氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって上門一裕氏が７年、坂井信也氏が３年、藤岡資正氏が１年であります。
４．上門一裕氏、坂井信也氏および藤岡資正氏は現在当社の社外取締役であり、当社は３氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。３氏の再任が承認された場合は、当社は３氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、上門一裕氏、坂井信也氏および藤岡資正氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。３氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き３氏を独立役員とする予定であります。
６．殿村美樹氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額といたします。
７．殿村美樹氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役三枝輝行氏および澤田　恒氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1　**三 枝 輝 行**（さえぐさ てるゆき）　再任　社外　独立



生年月日
1940年11月16日生

所有する当社株式の数
26,200株

取締役会出席状況
13/13回

監査役会出席状況
18/18回

略歴、当社における地位

1963年４月　株式会社阪神百貨店入社
1995年６月　同社代表取締役社長
2001年６月　当社監査役（現任）
2005年６月　株式会社阪神百貨店代表取締役会長
2007年６月　株式会社サエグサ流通研究所代表取締役社長（現任）
2009年４月　積水ハウス株式会社監査役
2012年４月　同社取締役

重要な兼職の状況

株式会社サエグサ流通研究所　代表取締役社長

社外監査役候補者とした理由

三枝輝行氏は、長年企業の経営に携わり、現在は株式会社サエグサ流通研究所の代表取締役社長を務めるなど、企業経営者として豊富な知識・経験を有しております。

また、2001年６月からは当社の社外監査役として、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監査していただくなど、その経験と知見による当社経営の適法性・効率性の確保を期待して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2　**澤田　恒**（さわだ ひさし）　再任　社外　独立



生年月日
1947年5月26日生

所有する当社株式の数
454株

取締役会出席状況
13/13回

監査役会出席状況
18/18回

略歴、当社における地位

1976年 3 月　最高裁判所司法研修所修了
1976年 4 月　大阪弁護士会登録
1978年 3 月　神戸弁護士会（現　兵庫県弁護士会）登録換、澤田法律事務所主宰
1994年 6 月　大和工業株式会社監査役
2006年 6 月　当社監査役（現任）
2019年 5 月　澤田・中上・森法律事務所主宰（現任）
2019年 6 月　和田興産株式会社取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

澤田・中上・森法律事務所主宰　弁護士
和田興産株式会社　取締役（監査等委員）

社外監査役候補者とした理由

澤田　恒氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与したことはありませんが、和田興産株式会社の取締役（監査等委員）を務めるほか、弁護士の職務に携わり、その経歴を通じて専門家としての経験・見識を培っております。

また、2006年6月からは当社の社外監査役として、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監査していただくなど、その経験と知見による当社経営の適法性・効率性の確保を期待して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．三枝輝行氏および澤田　恒氏は、社外監査役候補者であります。
3．三枝輝行氏および澤田　恒氏の当社社外監査役在任期間は、本株主総会終結の時をもって三枝輝行氏が19年、澤田　恒氏が14年であります。
4．三枝輝行氏および澤田　恒氏は現在当社の社外監査役であり、当社は両氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5．当社は、三枝輝行氏および澤田　恒氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、2011年6月29日開催の第128回定時株主総会において総額２億4,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）とご承認いただき現在に至っております。この度、コーポレート・ガバナンスの向上を目的とした社外取締役のさらなる監視、監督機能強化のため、総額は据え置き、社外取締役分のみを年額2,000万円以内から年額3,000万円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役３名）でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと10名（うち社外取締役４名）となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：姫路市南駅前町100番地
ホテル日航姫路　３階光琳の間
TEL（079）222－2231



交通：ＪＲ（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ
※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関を
ご利用いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT